

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N530
2015・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

いま大阪で、何が起きているか—大阪市解体の住民投票、橋下氏による言論抑圧など……	大前 治
ダンス営業規制削除は正念場へ……	西川研一
コンビニ窃盗冤罪事件……	辰巳創史
日本航空整理解雇「無効」判決……	楠 晋一
いま一度ヘイトスピーチ規制について……	和田義之
大阪・泉南アスベスト国賠3陣訴訟提訴—全ての被害救済を目指して！……	奥村昌裕
40年以上も前の研修所終了式のこと……	森野俊彦
石船事件判決のご報告—福島原発事故での財物損害に関する初の司法判断……	鳥飼康二

ロースクールの実情と法曹養成

節約の日々……	安原邦博
---------	------

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第9回）

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」は廃案に……	米倉洋子
第4回拡大常任委員会報告……	青法協弁学合同部会

- ☐ 「集団的自衛権行使等を具体化する『戦争立法』に強く反対する決議」を採択
- ☐ 地元企画「こどもシェルター、原発避難者救済活動の報告」



上野のお花見

大阪支部特集

いま大阪で、何が起きているか

―大阪市解体の住民投票、橋下氏による言論抑圧など

大阪 大前 治

大阪の地方政治が危機に瀕している。橋下徹・大阪市長と「維新の会」が進めてきた大阪都構想の賛否を問う住民投票が五月に実施されるのである。賛成が過半数となれば、福祉や教育が大幅縮小へ向かうのは必至であり、「二人の指揮官」への権力集中が進められる。その危険性とともに、住民投票へ向けて「言論封殺」ともいべき事態も強まっている。いま大阪で何が起きているのか、本稿で概観する。

■五月一七日に住民投票を実施

本年五月一七日、「大阪都構想」の賛否を問う住民投票が実施される。有権者は大阪市内の約二五万人。

本紙五一八号拙稿で紹介したように、一時は「都構想は頓挫した」と報道される事態に至ったが、今年三月に一転して大阪市会・府議会で公明

党が賛成にまわり「特別区設置の協定書」が可決された。そこに都構想の大枠と住民投票実施が規定されている。

投票用紙には、特別区の設置に「賛成」か「反対」かを自署する。投票が有効となる最低投票率の定めはなく、賛成が反対を一票でも上回れば二〇一七年に大阪市は廃止される。

奇妙なことに、もし「賛成」が多数を占めても

「大阪都」という地方公共団体は設置されない。大阪市は廃止されて五つの特別区に分割されるが、これまでどおり「大阪府」は残る。行政機構の変更というだけではなく、住民の暮らしや地方自治のあり方に重大な影響が生じる。

■「二人の指揮官」への権限集中

大阪市長と市議会をなくして、橋下市長いわく「二人の指揮官」（大阪都知事ではなく府知事）による決定力と決断力ある政治を進めるという。カジノ誘致や関空リニア新線など大規模公共事業の推進には、府知事と市長への権限分配が障害となっており、強力なリーダーが必要だといっているのである。具体的には、大阪市中心部から関西空港へわずか九分短縮のため二五〇〇億円を投じる鉄道新線、交通量が減少して必要性が乏しい高速道路（淀川左岸線延伸部）の建設費四〇〇〇億円、さらに人が住まない人工島にカジノを誘致して鉄道新線を建設するために二〇〇〇億円以上。これら巨額投資のために必要なのが都構想だという。

■行政サービスの切り捨ては必至

一方で、市内二四の行政区は廃止される。財政

基盤が乏しい五つの特別区が行政サービスを担い、福祉や教育の縮小・切り捨ては必至である。

これまでも橋下市長は、国民健康保険料を黒字財政なのに値上げし、住吉市民病院の廃止や、公立保育園・幼稚園の民営化を提案。さらに市営の地域コミュニティバス(赤バス)を全廃し、市営交通の敬老バスは有料化。身近な公共施設を多数廃止・縮小するなど、暮らし直結の行政サービスを切り捨ててきた。橋下市長いわく、「黒字の事業は民間にさせればよい」、そして「赤字の事業は廃止する」。要するに警察や消防以外の行政サービスは不要というに等しい、究極の新自由主義路線である。

■都構想による収入減とコスト増

橋下市長は、都構想により「二重行政」が解消され、毎年四〇〇億円の財源が生まれると言っていたが、まもなく虚偽だと分かった。二〇一四年七月、都構想の制度設計をする法定協に示された財源効果は「総額九〇〇億円未満」とされた。しかし、その多くは都構想とは無関係の市交通局民営化による金額。しかも、三つの特別区の新庁舎建設費によって帳消しになってしまふ。

市税である固定資産税や法人市民税は大阪府の収入へ移る。大阪地域の特別区の税収は四分の一に激減。国から市への地方交付税もなくなつて府

の収入となるが、その使途や分配方法は不明であり、大阪地域の行政費用に回される保証はない。そこで予定されているのが市有地の売却と財政調整基金の取り崩し、そして新たな借金と住民サービス切り捨てによる経費削減。それらを最初から織り込んだうえに、それでも当初五年間で計二〇七億円の収支不足が生じるといふ(府市大都市局による推計)。

また、都構想の実施自体にも巨額を要する。五つの特別区のうち三区で新庁舎の建設が必要になり、その建設費や維持費は三〇年間で八〇〇億円以上を要する。さらに住民基本台帳等のシステム改修費一五〇億円、地名変更による揭示費用や特別区議会など新設機関の備品購入経費などに九億円を要する。

■橋下氏・維新による異常な言論封殺

橋下氏・維新の会は、こうした事実が広まることを怖れている。そのため最近では、反対意見を表明する者やメディアに対する恫喝を強めている。

その一例が、都構想を強く批判する論客である藤井聡・京都大学大学院教授に対する攻撃である。藤井教授は本年二月二日、大阪維新の会の松井一郎幹事長(府知事)から申入書を受け取った。そこには藤井教授の主張への具体的反論は一切なく、「市民に対し間違つた情報を示し、誤解を与えて

いる事には憤りを感じ、間違つた情報を発信される事に強く抗議するものであります」と、言論表現自体への「抗議」が記されている。それに続けて、公開討論会に応じよと要求が記載されていた(このような申入れでは、およそ冷静かつ公平に議論できる討論会は期待できない)。

さらに二月二日には、維新の党・松野頼久幹事長が在阪テレビ各局へ抗議文を送付した。藤井教授をテレビに出演させること自体が政治的公平性を求めた放送法に反すると抗議し、「報道姿勢への留意」や「放送局としての自覚」を求めたのである。藤井教授を直接のターゲットとしているが、要するに都構想に反対する者は何人たりとも出演させるなど圧力を加えているのである。

市職員に対する言論抑圧も顕著である。橋下徹・大阪市長は今年一月二二日、「個々の職員が『都構想の実現は』できない」とメディアに向けて個人の感想を言うことは許されないと述べ、この市長発言に留意するよう職員に求める文書が各局局で配布された。勤務時間外の発言であつても、公務員としての影響力行使とは無縁の発言であつても、全面的に発言を封じる。事実上の「かん口令」である。

これまでも橋下市長は反対者に対して「バカ」などと侮辱罵倒し、過激な言動で注目を集める手法をとってきた。その手法はさらに強まり、言論

抑圧者として牙をむくに至っている。

■ 反対の声、多様な広がり

橋下氏の強引な手法を許してはならない。都構想に反対の声も広がりつつある。いわゆる革新政党だけではなく、自民党や民主党の地方組織も都構想の問題点を積極的に宣伝している。大阪市議会では、自民党から共産党まで会派を超えた連携が強まっており、カジノ誘致関連予算を削除した修正予算案が可決されたり、市交通局の民営化案

を否決するなどの成果も得られた。

既存団体の枠組みを超えた各種の集会や討論会も活発に開かれている。反対の声を広げるために、各種のロゴ・バナーも活用されている(写真参照)。一斉地方選挙を前にして、今年三月三〇日には橋下市長が市職員に強制した思想調査アンケートが違法であるという二件目の判決が出された(訴訟内容は遠地靖志さんが本紙五一八号で紹介している)。こうした訴訟も、橋下市長の強権政治に対して法律家がとりうる有効な手段である。さらに

五月の住民投票へ向け、都構想の問題点を広げていくことも法律家の大切な仕事だと思っている。



都構想への反対ロゴ

ダンス営業規制削除は正念場へ

大阪 西川 研一

二〇一四年三月に本紙において報告させていたダンス営業規制問題。

その後、情勢は大きく展開し、ダンス営業規制削除を目指す法改正運動、そしてNOON訴訟とも正念場を迎えており、今回はその後の展開も踏まえて現在の焦点を報告させていただきたい。

■ 問題の所在

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(いわゆる風営法)においては、「ダンスをさせ」る営業を行うには、風俗営業として都道府県公安委員会の許可が必要とされ(三条)、この許

可を得ずに前記営業を行った場合、無許可営業罪(懲役二年以下、罰金二〇〇万円以下)として処罰される(四九条一項一号)。

この規定は、終戦後まもなくにダンスホールでの売買取春規制を目的に制定されたものであるところ、現在はそのような場所ほとんど存在しない。既に時代遅れの法律であるといえる。

にもかかわらず、「ダンスをさせ」という点だけに着目し、捜査期間が二〇一〇年秋ころからクラブなどを対象に摘発を行ってきたため、「ダンス」のみで取り締まることはおかしいとして大きな問題となってきた。

■ 二度の無罪判決

そのような取り締まりが強化されるなかで、二



踊るような「無罪」の書で、
控訴審無罪を報告する弁護団員

〇二年四月四日、大阪の老舗クラブNOONにおいて、八名が逮捕され、そのうち経営者（当時、以下NOON元経営者）が大阪地裁に公判請求された。これに対し、NOON元経営者と二〇名余の弁護団は、いまだにダンス営業をいかがわしいものとして規制することは、表現の自由、営業の自由を侵害し、適正手続にも違反するとしてダンス営業規制が憲法違反（法令違憲）であるとの主張を掲げ、無罪であるとして争った（NOON訴訟）。

第一審では、クラブが多様な芸術表現活動を受け入れ、それらを組み合わせる新たな表現の誕生を仕掛けるなどの性質を有するにもかかわらず、これを不当に制限することは憲法上の表現の自由、営業の自由を侵害するものであること、検察官は

風営法上の「ダンス」を「男女の享乐的な雰囲気醸成、性風俗のびん乱等社会の風俗に影響を及ぼす可能性があると社会通念上認めら

れる舞踏」と定義するが、これが明確性を欠き適正手続に反すること、そもそもNOONで行われていたダンスはそのようなダンスに該当しないことなどを、NOON元経営者と弁護団は主張立証した。約一年半の公判整理手続を経て、開始された公判では弁護側からの学者証人三名を含む一八名の証人尋問が行われた。

そして、二〇一四年四月二五日、大阪地裁はNOON元経営者に対し、無罪判決を言い渡した（大阪地裁平成二四年（わ）一九二三号）。

この地裁判決では、ダンス営業規制が違憲であるとの判断は退けたものの、クラブ営業に対して表現の自由の保障が及ぶうることを指摘した。そして、ダンス営業規制の目的を性風俗秩序維持にあると認定し、ダンス営業規制の対象は、性風俗秩序の乱れにつながる恐れが現実的、実質的に認められる営業であつて、諸般の事情を総合して判断すべきとした。これをNOONに当てはめた場合、NOONにおける営業はそのような状態になかったとして、無罪を導いた。堀越事件判決にみられるように、規制対象を絞り込み、限りなく合憲限定解釈に近い形の判決であつたと評価できる。

この判決に従えば、世の中のクラブには、少なくともNOONのように規制対象とならないクラブが存在するということになる。判決は、全てのクラブがダンス営業規制の対象であるとして摘発を行って

きた捜査機関に対する大きな牽制となった。

この地裁判決に対し、検察側は控訴を行った。もともと検察官から提出された控訴趣意書は、許可制を取る以上、事前審査に耐えうる基準でなければならぬということ以外には、みるべき内容はなかった。公判では、検察側が申請した証拠は国会議事録以外には採用されず、逆に弁護側から請求した補充意見書などの証拠が採用され、控訴審は二回で結審した。

そして、二〇一五年一月二一日、大阪高裁も無罪判決を言い渡した（大阪高裁平成二六年（う）七〇五号）。

高裁判決でも違憲であるとの弁護側の主張は退けられた。しかし、高裁判決は、ダンス営業規制の目的は性風俗秩序維持にあるが、それ以外の目的も副次的に含まれるとした上で、規制対象となるダンス営業は、規制目的から規制が必要なものに限定されるとした。そして、規制対象となるダンス営業は、立法当時から想定されていた、男女が組になり、かつ身体を接触して踊るのが通常の形態とされているダンスをさせる営業であるとし、それ以外は、規制対象とならないと判示し、NOONにおける営業はこれに当たらないとして無罪を言い渡した。地裁判決よりもさらに踏み込んで、ダンス営業の規制対象を明確にしたと言える。

この高裁判決に従えば、世の中のクラブにおい

では、男女が組になって踊るダンスがなされているところはないのであるから、ほぼ全てのクラブが規制対象でないこととなった。さらに、いわゆるペアダンスは男女が組になって踊るものではあるが、判決は「立法当時から想定されていた」ものを指すとしているので、現代における売春等が関係しないペアダンスは直ちに規制対象とならないと判示しているとも評価できる。

クラブが規制対象でないと明確に判示されたことは、地裁判決に引き続き、捜査機関に対してさらに大きな牽制となっている。

ご支援、ご協力いただいたみなさんに、心から御礼申し上げます。

この高裁判決に対して、検察側は上告を行い、舞台は最高裁判所に移っている。検察側からの上告趣意書の提出期限は、本年八月（一）とされている。三度目の無罪判決を勝ち取ることができるよう、NOON元経営者と弁護団とで、全力を尽くしたい。

■改悪となるかもしれない法改正

警察庁から提出されたダンス規制削除を内容とする風営法改正案は、二〇一五年三月三日、閣議決定がなされた。昨年二〇一四年末にも閣議決定はなされたが衆議院解散によって流れてしまったので、二度目の閣議決定である。

この法改正案はダンス営業削除を内容としている。これは、二〇一二年五月から坂本龍一氏らが呼びかけ人となってスタートし、一六万筆を集めたLet's DANCE署名運動、翌年結成されたダンス文化推進議員連盟の活動、内閣府における規制改革会議での議論と答申、前記のNOON判決、さらには一〇年以上前からダンス規制撤廃を求め続けてきたペアダンス界の活動など、ダンス営業規制削除を求める全ての活動が後押ししたものであることは間違いない。この点においても、ご支援ご協力いただいた全ての方に御礼申し上げます。

もともと、法改正案は改悪ともなりかねない重大な内容を含んでいる。

法改正案は、「ダンス営業」を風俗営業から削除するが、同時に、クラブ的な営業は、別項目にある深夜「遊興」禁止規定に反するという前提のもと、「特定遊興飲食店営業」というカテゴリーを新設した。この「特定遊興飲食店営業」のライセンスを得れば、クラブ的営業は深夜の時間帯（午前〇時～六時）においても可能となるとされている。

しかし、この「特定遊興飲食店営業」の規制内容は、ほぼ現在の風俗営業としてのダンス営業規制の規制内容を準用しているため、クラブ的営業に対する規制としては、深夜の時間帯営業が可能となった以外には、なんら変わらない内容となっ

ている。そればかりではなく、出店地域が現在のダンス営業規制よりも限定されるなど、さらに規制が強化される部分もある。

前記のように、NOON高裁判決はクラブに対して規制の必要はないと判示しているにもかかわらず、「遊興」という不明確な概念で、現在のダンス営業規制と同様の規制を行おうとする法改正案は、高裁判決が示した内容と比較して、改悪と評価せざるを得ない。

仮に、高裁判決をおくとしても、「遊興」行為は、現行法でも罰則規定すらなく、取り締まり対象となっていなかったものであって、これを許可制とし、現行の風俗営業と同様もしくはさらに厳格な規制下に置くことは、やはり改悪と評価されるべきである。

もともと、仮に法改正案が成立したとしても、政令や規則、条例に委ねられる部分も多く、その領域でよりましな内容に変えていくことは可能である。

前記のような法改正案の内容に警鐘を鳴らし続けるとともに、ダンスカルチャーが真に解放されるべく、引き続き運動を進めていきたい。

コンビニ窃盗冤罪事件

大阪 辰巳 創史

1 事案の概要

本件は、二〇二二年六月一六日午前二時三十分ころ、犯人が、泉大津市所在のコンビニエンスストアで、商品の購入を装って代金を支払い、応対した店員がレジスターを開けた際に、レジスターから現金二万円をつかみ取ったという事件であり、事件から二カ月近く経過した同年八月七日に被害店の近くに両親と住んでいた当時二二歳の男性（以下、「A」という）が強盗罪の被疑事実で逮捕された。

Aは、逮捕当初から事件について否認しており、両親からの依頼で接見した平山正和会員の指導で取調べに対して黙秘を貫いた。

同年八月二八日、Aは窃盗罪で起訴された。

2 裁判の経過

本件の争点は、Aの犯人性である。

検察官が、Aが犯人であるとする証拠は、①応対したコンビニエンスストアの店員が写真面割によつてAが犯人と特定したこと、②防犯カメラの映像で録画された犯人の映像とAとが高い類似度を有すること、③Aの指紋がコンビニエンスストア出入口自動ドアの外側のガラス面から採取されたこと、である。

Aは、本件事件について全く身に覚えがなかったが、事件当時の自身の行動についても、事件から二カ月近く経過していたことから、当初は正確に思い出せなかった。しかし、携帯電話のメールの履歴や両親の記憶などから、事件の前日である六月一五日の夜から友人が自宅に遊びに来て、事件当時は、友人とともにAの部屋でサッカーの試合をテレビで見ていたことが明らかとなった。しかも、本件犯行時刻の約一五分前に、友人とお互いの携帯電話で撮影し合った写真が画像データと

して保存されていた。つまり、Aにはアリバイがあった。

しかし、自動ドアのガラスにAの指紋が付着していた理由については、起訴直後はわからなかった。もつとも、被害店はAの自宅の近所で、Aも頻繁に来店していたこと、検察官の請求証拠に自動ドアのガラス面を清掃したと供述する店員の調書が含まれていたことから、Aが別の機会に自動ドアのガラス面を触ったのではないかと推測し、検察官に被害店の防犯カメラの映像を任意で開示するよう請求した。検察官は、開示請求に抵抗することなく、第一回期日（罪状認否・検察側冒陳まで）の後に、被害店内の七台のカメラによる映像（DVD）を開示した。かかるDVD映像は、二四時間営業のコンビニエンスストアの数日分が記録されており、実に長大なものであったが、子の無罪を信じる母親が、それこそ必死の思いで映像を見続けた。そして、ついに事件の五日前である六月二日に、Aが入店の際に指紋の検出場所と完全に一致する自動ドアのガラス面に指を押し付けている映像を発見し、指紋の謎が解けた。この時、Aの母親は涙を流して喜び、映像発見の報告を弁護士から受けたAもまた涙した。

そして、第二回期日で弁護側は、冒頭陳述で詳細なアリバイを主張するとともに、前記DVD映像を証拠請求した。

これに対して、検察官は、Aがガラス面に触れた六月二日の翌日である六月二日に、店員がガラス面を清掃したことにより、指紋は消えた旨の主張をし、清掃した店員の公判廷での証言、清掃をすれば指紋は消えるとの再現実験をした警察官の証言及び実況見分調書、拳句の果てには清掃に使用された洗淨水の製造メーカーの従業員の証言までその証拠として請求してきた。

さらに、検察官は、被告人質問の直前になって、専門家による防犯カメラの画像の犯人とAとの同一性に関する鑑定書を証拠として請求した。

二〇一四年三月、本件を担当する副検事及び岸和田支部長が交替し、四月三日、検察官がAのアリバイを裏付ける証拠となる交際女性の調書等を任意開示したので、平山会員から担当副検事に電話をかけ、アリバイを認めるのかと確認すると、副検事は認めざるをえない、無罪の論告も検討していると回答した。四月二日、再び平山会員が担当副検事と電話をした際、副検事は再度アリバイは認めざるをえないと発言したため、平山会員が公判期日で前記のやり取りがあったことを述べてもよいかと聞いたところ、副検事は、やり取りがあったことは認めるとのことであった。そこで、四月二五日の公判期日で前記やり取りを記載した書面を提出したところ、公判に出廷した検察支部長が顔を真っ赤にして、「そのようなやり取りの

事実はない。」と言って撤回を求めてきた。平山会員が副検事に、そのようなやり取りがあったことについて確認を求めたところ、副検事は、「私の口からは、あったとも、なかったとも言えません。」と苦しうに回答した。

結局、同年六月一日、検察官は有罪の論告、求刑を行った。

七月八日、裁判所は、①応対した店員の証言は、Aと犯人の目元が似ているという限度でしか信用できず、②防犯カメラの画像鑑定結果も、Aと犯人との同一性について高い推認力を有せず、③ガラス面からAの指紋が検出された事実も、犯人が指紋検出箇所に触れることは不自然であり、かつ別の機会にAが付着させた可能性があり、④アリバイ主張も排斥できないとして、Aに無罪の判決を言い渡し、判決は七月三日に確定した。

この間、公判は一六回を数え、Aは、二年の長きにわたって被告人の地位に置かれ続けただけでなく、二〇一三年六月四日、保釈許可決定を受け釈放されるまで、三〇二日間の身体拘束を受けた。

3 捜査側は後戻りできたのに、しなかった

本件は、Aの指紋が被害店の自動ドアガラス面から検出されたこと、Aが被害店の近所に居住していたこと等から、Aが犯人と決め付けて逮捕し

ており、典型的な見込み捜査による誤認逮捕である。本件事件の発生からAの逮捕まで、約二カ月間経過しており、この間に捜査機関は防犯カメラの映像等を精査することにより、Aが事件前の別の機会に自動ドアに触れたことは確認できたはずである。

また、逮捕後は、六月二日にAが自動ドアに触れた映像を確認しており、Aの携帯電話を領置して、事件当日に友人と撮影した写真も入手し、事件当時の交際女性との稼電状況も確認したほか、事件当時一緒にテレビを見ていたという友人から事情聴取も行っていることから、慎重にアリバイ等を捜査して、起訴を断念することもできた。

しかし、検察官は、この段階でも引き返すことなく、Aを起訴した。起訴後には、清掃によって指紋は消えるという再現実験まで行っている。再現実験後に、府警本部の鑑識課に清掃によって指紋が消える可能性について捜査機関が問い合わせたところ、鑑識課から、「再現は不可能。清掃によって指紋が消えるとは限らない。」という回答を得ていたにもかかわらず、検察官は、清掃によって指紋が消えたという主張を固持し続けた。

さらに、前述のように、公判の最終段階で、副検事がアリバイは認めざるを得ないと言ったにもかかわらず、検察官は最後まで誤りを認めず、Aを被告人の地位に置き続けた。このことは、警察

及び検察の捜査能力の劣化、無責任体質を示すとともに、証拠の全面開示の必要性を痛感させる事実である。

4 国家賠償請求で責任を追及する

弁護団(主任・平山正和会員、辰巳創史)は、今年の一月二日、国家賠償請求訴訟を提起し

た。引き返す機会が十分にあつたにも関わらず、強引にAを有罪にしようとした捜査機関の責任を断固として追及する予定である。

日本航空整理解雇「無効」判決

大阪 楠 晋一

はじめに

二〇一五年一月二八日、大阪地方裁判所第五民事部(中垣内健治裁判長)は、日本航空で勤務していた客室乗務員(女性、四〇歳代)が二〇一〇年(以下断りのない限りすべて二〇一〇年を指す)一月二月に受けた整理解雇に関し、解雇基準(人選基準)が不合理であるとして無効との判断を下した。

一 解雇の経緯

一月に会社更生法の申請をした被告は、人員削減策として三月から四月にかけて特別早期退職

(三五歳以上の客室乗務員を対象)を実施した。八月三十一日に更生計画案を東京地裁に提出した後、今度は四五歳以上(最終的には四二歳以上)の客室乗務員を対象に希望退職(応募した場合の退職日は二月三〇日)を実施する一方で、九月二七日に被告が整理解雇の人選基準案として、①八月三十一時点で休職している者、②平成二〇年度から二三年度にかけて一定日数以上の病欠欠勤や休職期間がある者(以下①②をあわせて「病欠・休職等基準」という)、③目標人数に達しないときは年齢の高い者から順に目標人数に達するまで(以下「年齢基準」という)、という基準を提示した(な

お、基準には人事考課基準もあるが、この基準による整理解雇対象者はいないため割愛する)。

被告は、病欠・休職者等基準を設けた理由として、病欠欠勤等の事情があつた場合、他の社員に比較してその分将来の貢献度が低いものであるからそのことを考慮に入れたとする。

この点について、労働組合から、現在何の問題もなく業務復帰している者は、将来の貢献度が低いとはいえないのではないかと指摘がなされた。そこで、被告は、二月一日には、病欠・休職等基準に該当しても、九月二七日現在に乗務復帰している者で、平成一八年一〇月一日以降平成二〇年三月三十一日までに連続して一ヶ月を超える病欠欠勤及び休職期間がなかった者は整理解雇の対象から外すという「復帰日基準」案を提案した。

そして、被告は二月三十一日付で上記病欠・休職等基準に復帰日基準を組み合わせたものと年齢基準をもつて原告を含む八四名の客室乗務員を整理解雇した。原告は五月一七日から一〇月一二日まで病欠休職していたことが病欠・休職等基準に該当し、復帰日基準も満たさないため整理解雇の

対象とされた。

二 裁判所が審理・判断した点

本件判決において裁判所は、被告の整理解雇の前提となる会社更生計画の評価、それに基づく整理解雇の必要性・相当性等に関しては一切何らの判断もしていない。会社更生の場合に整理解雇四要件の適用があるかどうかについてさえ明示的な判断はしていない。判断したのはいわゆる整理解雇の四要件としてこれまで議論されてきた内の人選基準の合理性のみである。しかもその人選基準の中でも、今回原告に適用された病欠・休職等基準そのものではなく、一旦この基準案に該当した原告が、被告が最終的に人選基準案を確定していく過程の中で、既に職場復帰をしたという事実を前提として、前記入選基準から外さなかったこと、すなわち原告に適用されるべき人選基準の中の、「職場復帰日基準」の設定のあり方が不合理であること、これを決め手にしているのである。この点をわかりやすく説明すると以下の時系列表になる。

平成二十二年(二〇一〇年)

五月一七日～二〇月二日

原告、病気休職する。

八月三十一日

被告、会社更生計画案提出

① 九月二七日

被告、希望退職による人員削減が出来なかった場合の整理解雇人選基準原案を各労組に提示

そのうち病欠基準

二〇一〇年八月三日までにおいて、

(A) 病欠欠勤日数が合計四日以上である者

(B) 病欠欠勤日数、乗務離脱期間および休職期間の合計が六日以上である者

↓
その後も労使交渉・希望退職、希望退職者以外の客室乗務員の退職による人員削減が続く

② 一〇月一九日

原告の症状が軽快し、産業医の面談を受け職場復帰

③ 十一月一五日

被告、人選基準絞り込み
(復帰日基準案提示)

前記入選基準(病欠・休職等基準)に該当しても、基準案公表日(九月二七日)現在で乗務復帰している者で、平成一八年一〇月一日以降平成二〇年三月三日までに連続して一ヶ月を超える病欠欠勤及び休職期間がなかった者は対象外とする。
↓
その後も労使交渉が続く

④ 二月 九日

整理解雇予告

⑤ 二月三十一日

整理解雇

本件判決での最大のポイントは、①で被告が人選基準案を各労組に提示して以降、労組との協議の中で労組側より、「一旦人選基準に該当して

も、今現在職場に復帰し問題なく働ける者については、(将来の会社貢献度が低いとは言えないので)解雇対象者から外すべきである」との提案を受け、被告がその後③の新規人選基準案を提示したということ、そしてその間に②原告が職場復帰し従前と同様の労務の提供ができる状態になったという点である。

ところが会社側は職場復帰の時期(何時までに職場復帰していれば解雇対象から外すかの基準日)を③を提示した十一月一五日とするのではなく、①の九月二七日のままに据え置き、職場復帰の基準日を移動させないという政策判断をした。

本件判決では、復帰日基準の基準日の前後で整理解雇の対象になるか否かについて重大な差異が生じるから、基準日の設定の合理性はより厳格に審査しなければならないのであるとし、そして、「このような事実関係のもとでは、特段の理由がない限り、最終的な整理解雇の意思表示を示す時期に最も近い時期(二月一五日)に復帰日基準を設定するのが合理的であり、人選基準策定にあたっての会社の裁量権限を前提としても、特段の合理的理由が示されない限り、被告の上記判断(復帰日基準を九月二七日のままにする)は不合理である」としたのである。

このような判断枠組みにたつて、裁判所は、被告が主張する(復帰日基準を移動させない)判断

1

弁護団が特定テーマに沿った電話相談を実施するとき、「DV二〇番」であるとか

「サービス残業二〇番」「ブラック企業二〇番」等の名前をつけて広報するのが一般的である。しか

いま一度ヘイトスピーチ規制について

大阪 和田 義之

の理由を詳細に検討し、いずれも合理的な理由にはならないとした。とりわけ被告が主張した基準日を後ろにずらすと乗務復帰した者を人員削減の対象外にするよう求めた組合を利するという点については、そのような実態はなく、復帰手続きからしてもそのような恣意的な復帰は不可能であり、病欠欠勤等をしている労働者が乗務復帰できる状態に回復していたのであれば乗務復帰するのが当然であるとして、明確に排斥した。そして、本件（原告に適用されるべき）人選基準は不合理であり、「（整理解雇の要件とされる）その余の点を判断するまでもなく」本件整理解雇は無効である旨判断した。

三 判決への評価及び今後について

本件判決では、労働者側に非のない整理解雇事案に関し、その基準策定のあり方の中で「人選基準」中の「復帰日要件」の操作という、極めて技術的性格の強い部分にスポットをあてて、「その線引きのありようが労働者の身分に重大な影響を与えるが故に、（会社の裁量性を前提としても）なお、慎重に司法審査すべき」との判断が示されたものである。この点は、東京の集団訴訟に関する司法判断とは全く違う、この判決独自の論理展開であり特徴でもある。今回の判決は東京訴訟を意識しながらも、それをもってしても覆させないという強い決意が感じ取れるものである。

本件判決は二〇一五年二月九日、被告側が控訴し、大阪高裁に舞台を移した。大阪高裁での引き続きの勝利判決を目指して、最大限の努力を尽くす決意である。

最後になったが、この判決直後に東京訴訟について最高裁が運航乗務員、客室乗務員の上告を相次いで棄却したことは無念という他ない。しかしながら、今回の大阪の判決は東京の原告団や弁護団の血のにじむような努力がなければ決して勝ち取れなかったものである。東京の原告団、弁護団の支援に心からお礼と感謝を申し上げる。

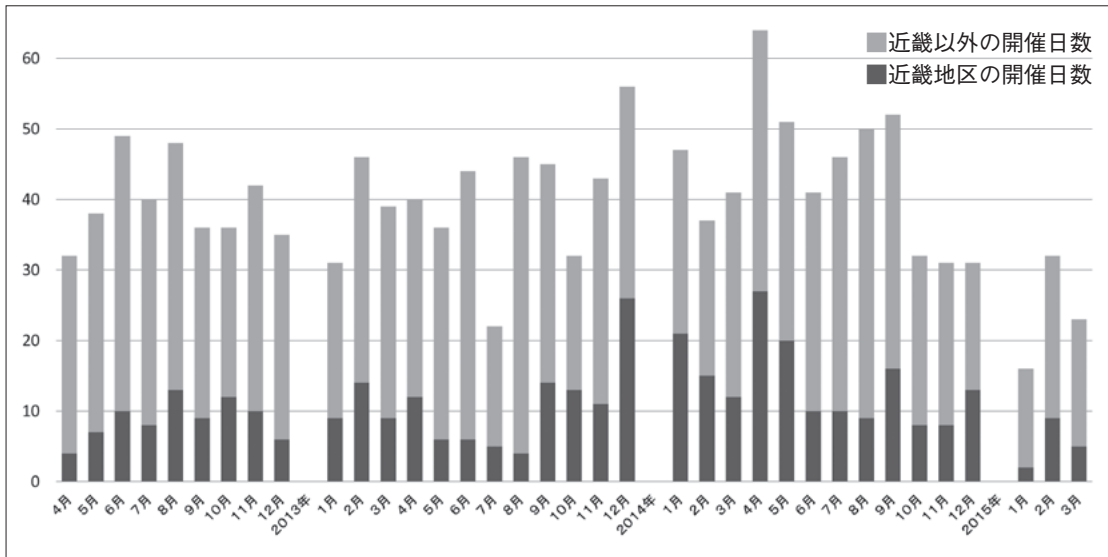
（弁護団は、坂田宗彦弁護団長、増田尚事務局長、西晃、篠原俊一、平山敏也、西川研一、西川大史、本田千尋、奥井久美子と当職）

2

ヘイトスピーチ規制についてである。前号の「青年法律家」で常任委員会報告が記載されていた。ヘイトスピーチ規制には危険性が

し、昔は「二〇番」という名前を弁護士が用いることについて大きな議論になっていたと聞いたことがある。反権力を標榜し警察と対峙すべき弁護士が自ら警察権力を名乗るとは何事か、ということだつたらしい。今となれば若干大袈裟であったかもしれないが、弁護士は権力に対し特に警戒し、距離を取らなければならないということだろう。それは十分に理解できる。

行動する保守運動カレンダー 全国の月別合計推移 (2012年4月～2015年3月)



あり、法的な規制になじまないとの意見があるために今後も議論していくことが確認されたことである。デモ規制への拡大適用に対する危惧はもつともであり、権力による濫用の可能性に配慮した慎重な議論がなされたものと思われる。青法協のみならず、多くの弁護士会や法律家団体が、現状で同様の結論を導いている。

しかし本当にそれで良いのだろうか、というのが本稿の趣旨である。ヘイトスピーチが社会問題となつて数年以上、法律家は何らの処方箋も示さず、延々と議論のみ続けてきている。そこには、マジヨリテイであることからくる想像力の限界、もしくは余裕のようなものがあるのではないだろうか。

昨年、ヘイトスピーチの問題について取り組む機会を得た。スピーチの現場を何度も訪れ行政の対応について調査するとともに、標的とされたマイノリティの方々からも直接話を聞いた。そこで気づかされたのは、マイノリティはこの状況に疲れ果てている、加害者らに対して疲れ果てているのではなく、むしろ味方だと思つていた人権派の人々を説得するの

に疲れ果てているということだ。「加害と被害の非対称性」について語られるとき、その「加害」には我々法律家も含まれている。

3

排外デモの件数について公的な調査がなされたことはなく、信頼できるデータも見あたらない。唯一手がかりとなるのが、「行動する保守運動のカレンダー」と題された、排外運動に参加する人の「便宜」のために作られたホームページである。日本全国での「行動保守」の活動予定表が記載されており、その予定内容を確認しながら排外デモらしき活動のみをピックアップすれば、月ごとの大まかな実施件数を把握することができ。それをもとに二〇二二年四月から今年三月までの件数をまとめたものが上のグラフである。

本年一月以降は件数が若干減っている傾向にある。ただ、それでも毎月二〇〇三〇件の排外デモが継続的になされていることに注意すべきである。これらデモの内容がいかにマイノリティの尊厳と人格を傷つけ、どれほどの恐怖と絶望を与えているかについては、これまで何度も語られたことなのでここでは繰り返さない。

4

ヘイトスピーチについて全く規制ができないという見解は世界的に見ても非常に特殊である。

ヨーロッパ諸国がヘイトスピーチ規制に肯定的である一方、アメリカは表現の自由を絶対視する

立場から規制を許容しない「例外の国」と言われる。しかし、「例外の国」アメリカにおいても一定類型のヘイトスピーチについては刑事規制が認められている。即座の違法行為を直接的に煽動又は誘発する行為に限定して刑事規制を認めるブランデンバーク基準を厳格に適用しても、規制可能であるヘイトスピーチの類型は存在する。また、十字架焼却行為に対する刑事規制に関して、連邦最高裁は当該行為が「真の脅迫」に該当するとして、規制を合憲とする結果を導いている。違法行為の煽動、暴力の誘発、集団に対する脅迫行為は、その程度についての考慮は必要であるとしても、表現の自由の範囲外にあるものとして刑事規制が認められているのである。そもそもこの類型に対し対抗言論があり得ないことについては、我が国においても異論がないだろう。

5 規制の可否について最も立場が分かれる表現類型は、特定集団に対する侮辱表現である。ヘイトスピーチの規制に関する論点はこの類型における刑事規制を許容するかどうかにはほぼ収斂する。

脅迫や暴力煽動以外に、表現内容に関する刑事規制は一切できないというわけではない。例えば猥褻表現規制は許容されている。ヘイトスピーチは定義が難しいというが、猥褻概念の定義もそれほど難しいだろう。にもかかわらず猥褻規制より

もヘイトスピーチ規制が困難とされるのは、ヘイトスピーチ規制が当該対象カテゴリーの表現全体を規制するのではなく、マイノリティに対する差別という特定の立場・観点からの表現のみを規制することにかかわる。

6 一方で、表現の自由を確保するためにヘイトスピーチを規制するという考え方がありうる。集団に対する侮辱によって自己評価を貶められたマイノリティは、社会に対して異議申し立てを行う氣力を失う。ヘイトスピーチによって、マイノリティの表現の自由が阻害される状態になるのだ。かかる状態を是正するために、つまりマイノリティの表現の自由を回復させるために、集団に対する侮辱表現を規制するという考え方は可能である。

濫用の可能性に対しては、専ら侮辱のみを目的とした表現に限るという実践も提唱されている。スタンフォード大学が制定したヘイトスピーチ規制は「個人または少数の個人に対して、その性別、人種、肌の色、障害、宗教、性的志向または出身国および出身民族に基づいて、侮辱を与え、または烙印を押すことを意図したもの」との文言を加え、行為者の主観による限定を行うことにより規制が広汎にならないように配慮している（行為者の主観を結局は権力が認定するという批判が聞こえてきそうだが、それは他のあらゆる刑事規制

においても同じである）。また、表現内容のみならず表現態様によっても限定するという手法もある。要は工夫次第なのだ。

7 エホバの証人剣道拒否事件の際に、我々は政教分離原則を尊重しながらも合理的な解決を見いだしている。少数者の信教の自由と政教分離原則が対立すると見える場面で、少数者の人権保護を全うするために政教分離の原則を調整するという解決だ。もう少し遡れば、かつて絶対的に保護されなければならないとされていた経済的自由に対して、弱者の経済的自由を確保する観点から新たな制約がなされたこともあった。同じように、マイノリティの表現の自由を実質的に確保するために、マイノリティ集団に対する専ら侮辱のみを目的とした表現に対して規制を行うことは可能ではないだろうか。表現の自由の原理とヘイトスピーチ規制を調和させるための一つの考え方であると思われる。

8 原則としては非常に単純な話である。刑事規制を認めないのであれば、排外デモの現場で被害を現認した際に取りうる行動は二つしかない。被害の否認か自力救済である（民事的救済はその場では不可能である）。前者の場合、被害者にどのような言葉を投げかければ良いのか私には知らない。後者は、例えば演説をしている人に歩み寄り、マイクを取り上げてスピーチをやめる

ように論ずることだ。警察権力の行使を制限するのだから、私人として隣人を守るのは当然のことだろう。ただ我々にそこまでの覚悟があるのかと言えは非常に心許ない。

故意による侵害行為がなされている現場で自力救済しか被害防止の手段がないというのは、近代

市民社会において極めて特殊である（ピラ配りにおいてすら警察権力が介入しうる）。個人による自力救済を不要にするために我々は社会契約を行い、警察権力を含めた権力を生み出したのだ。ヘイトスピーチの場合にのみ自力救済を要求する理由は見出し難い。

品位ある社会を形成し、社会における残酷さを回避することが社会契約の終局目的である。表現の自由とのゼロサムゲームとして総論的に議論するのではなく、具体的な条項案をもとに濫用の可能性や処罰範囲の妥当性について議論すべき段階に来ていると考える次第である。

大阪・泉南アスベスト国賠三陣訴訟提訴

―全ての被害救済を目指して！

大阪 奥村 昌裕

1

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、二〇〇六年五月に第一陣訴訟一次提訴をし、それから約八年半にもおよぶ訴訟の結果、二〇一四年二月九日、最高裁は一九五八（昭和三三）年から一九七二（昭和四六）年までの国の規制権限不行使の違法性を認めて原告勝訴の判決を言い渡し、控訴審で勝訴した二陣訴訟は確定し、控訴審で敗訴した一陣訴訟は大阪高裁に差し戻された。判決の内容、意義など詳細については、これまでの報告に譲る。

2

前記最高裁の判断を受けて、二〇一四年一月二七日、厚生労働大臣は第一陣訴訟及び第二陣訴訟の原告らに大臣室で面談して謝罪し、可能な限り早期かつ公平な解決を図るべく、第一陣訴訟については、差し戻し審の裁判所において、二陣訴訟の最高裁判決と同等の基準額による損害賠償を支払う内容の訴訟上の和解を目指す意向等を表明し、これを受けて国は、同月三二日当裁判所に和解による解決を希望する旨を申し入れた。そして、数度の進行協議期日を経て、二〇

一四年二月二六日、裁判所大法廷において和解期日が開かれ原告らと国との間に和解が成立した。

差し戻し審の進行協議の中で、最高裁が認めた同様の被害者に対し、じん肺訴訟やB型肝炎訴訟などにならない、提訴すれば速やかに和解解決を図ることを確認し、和解条項に「第一審被告（厚生労働省）は、大阪・泉南アスベスト国賠一阵訴訟及び二陣訴訟の最高裁判決において国の責任が認められた方々と同様の状況にあった石綿工場の元労働者の方々についても、同判決に照らして訴訟上の和解の途を探ることにについて、周知徹底に努める。」との文言を盛り込んだ。

なお、塩崎厚労大臣は、二〇一五年一月一八日、泉南市・阪南市に足を運び、遺族二名の自宅を訪問するとともに、原告らと直接の面談の場を設け、頭を下げて謝罪した。

3

弁護団は、最高裁判決後、泉南地域の全ての石綿被害者の救済を目指し、法律相談会、二〇一〇番などを実施し、追加原告の掘り起こ

しを行って
きた。

そして、
最高裁判決
後、五〇件
を超える泉
南地域の被
害者の相談
を受け、そ
の相談者か
ら、最高裁



原告を真ん中に3陣提訴行動

で認められた基準に該当する被害者について追加
提訴の準備を始め、二〇一五年三月二四日、第三陣
訴訟として、まず準備の整った二九名の原告（被災
者数一四名（生存八名、死亡六名））が提訴した。

第三陣訴訟では、次のような特徴的な被災者、
原告がいる。

- ① 第一陣訴訟当時から継続して相談を聞いていたところ、石綿肺を発症することなく肺がんを発症し、最高裁判決が出た直後、肺がんが原因で死亡した被災者女性の遺族。
- ② 第一陣訴訟において、肺がんで死亡した夫の遺族原告だったが、訴訟中、自らが肺がんを発症して三陣原告となっている女性。
- ③ 第二陣訴訟において、肺がんを発症し原告となった女性の夫が、訴訟継続中、石綿肺管理二

から肺がんを発症して死亡したことから、第三
陣において遺族原告となっている女性。

- ④ 姉弟で石綿肺を発症し、ともに原告となった女性、男性。

- ⑤ 島根県隠岐島から一六歳で大阪泉南に出てきて、わずか二年半の石綿工場勤務であったところ悪性胸膜中皮腫を発症した男性。

- ⑥ 鹿児島県から集団就職をしてきて石綿工場で勤務し、現在鹿児島県に戻っていたところ、最高裁の判決を受けて原告となった男性。

以上のように、大阪・泉南地域の石綿紡織業は
中小零細工場で家族経営が多かったこと、そして
地元の産業として栄えてきたことから、夫婦、兄
弟姉妹で石綿粉じんに曝露して石綿関連疾患を発
症している。まさに家族ぐるみの被害を被っている。
また、一陣原告にも隠岐島から出てきた女性
がいたが、昔、集団就職等で地方から泉南地域の
石綿工場に働きにやってきて石綿に曝露した者、
その後、地元に戻ってから石綿関連疾患を発症し
た者も新たに見つかっている。つまり、これまでの
原告や、相談者の家族にも被害者が潜んでいる
可能性があり、また、過去泉南地域の石綿工場で
働き、その後地元に戻った人に被害者が潜んでい
る可能性がある。

もつとも、泉南地域の石綿紡織業は、戦前から
始まり、戦後も発展してきたところ、泉南地域を

管轄する岸和田労基署及び過去の疫学調査の記
録によれば、泉南地域の石綿紡織工場の労働者数
は、昭和三〇年代から五〇年代（一九五五年～一九
八四年）の時期には四〇〇～一〇〇〇名程度が把
握されていたが、昭和五〇年代（一九七五年）以降
急速に労働者数は減少している。そして、国が国
民に対し、石綿の危険性情報を十分に提供してこ
なかつたことから、石綿が原因の病気が知らずに
亡くなっている泉南地域の被害者も多数存在する
と聞いている。つまり、残っている泉南地域の石
綿被害者の数は限られているとも考えられる。

先ほど述べたとおり、弁護士としては、
最高裁判決および第一陣差し戻し審和解解
決に基づき、大阪泉南地域の石綿工場勤務し、
石綿被害を被った被災者およびその遺族全ての被
害救済を実現したいと考えている。また、個人
としても、クボタショックの年に弁護士登録をし、
登録直後から泉南地域の石綿被害に関わってきた
者として、泉南地域の石綿問題について、最後ま
で関わっていく所存である。

4

第三陣訴訟の生存原告の平均年齢は七五・五歳
と高齢であることから、潜在している泉南地域の
石綿被害者も高齢となっていると思われる、早期の
被害の掘り起こしと、救済を図ることが急務であ
る。現時点でも、複数名の相談を聞き、追加提訴
の準備を進めており、被害者がいけば順次提訴を

管轄する岸和田労基署及び過去の疫学調査の記
録によれば、泉南地域の石綿紡織工場の労働者数
は、昭和三〇年代から五〇年代（一九五五年～一九
八四年）の時期には四〇〇～一〇〇〇名程度が把
握されていたが、昭和五〇年代（一九七五年）以降
急速に労働者数は減少している。そして、国が国
民に対し、石綿の危険性情報を十分に提供してこ
なかつたことから、石綿が原因の病気が知らずに
亡くなっている泉南地域の被害者も多数存在する
と聞いている。つまり、残っている泉南地域の石
綿被害者の数は限られているとも考えられる。

する予定である。

今後の訴訟の行方を見守っていただき、もし、こ

の報告を読んでいただいている皆さまの周りに被害者と思われる情報があれば、是非とも相談を受け

ていただき、不明な点などございましたら、遠慮なく当該弁護士にご一報いただけると幸いです。

四〇年以上も前の研修所終了式のこと

大阪 森野 俊彦

昨年二月五日、東京で青年法律家協会設立六〇周年記念集會が開かれた。裁判官時代のおよそ四分の三を青法協裁判官部會及び分離独立後のきさらぎ會に所屬し、退官後暫時の休養を経て弁護士となったのを機に、思い立つて同弁護士學者合同部會に新加入した私にとって、所屬団体の還暦は慶事と思い、喜んで参加した。

実は、ひよつとしたら、裁判官時代ともに關つた旧同志の人たちの懐かしい顔に再會できるかもしれないという期待もあったのだが、残念ながら、参加者のなかに元裁判官の方はおられなかった。

当日の第一部における、小森陽一氏の「憲法と法律家のたたかひに、いま期待すること」と題する講演、福島原発被害弁護団小野寺利孝氏や、ジャ

ーナリスト伊藤千尋氏ほかの方々によるパネルディスカッションは、それぞれ有意義で、かつ心に響くものがあつたが、本題に入るために先を急ぎたい。私にとって衝撃的なことは第二部懇親會で起こつた。

それは時間にすればわずか一五分程度であつたが、会場正面の左側の小さなスクリーンに、青法協の六〇年を振り返るスライドが上映され、われわれ二三期司法修習生の「荒れた終了式」の模様が映し出されたのである。忘れもしない昭和四十六年四月五日のことである。

○

話をその一週間ほど前に戻そう。

昭和四十六年三月三日、私は、最高裁判所人事

局長から「四月六日付けで判事補に採用が内定した」との電報を受け取つた。そのとき、私は同様に裁判官を志望し採用面接に臨んだ修習生六二名全員に同じ文面の電報がどくことを神に祈つたが、願ひもむなく七名に不採用の通知がなされた。そのうち六名は青法協會員であつた。この報に接した修習生のほとんどは、事態の厳しさに驚き、任官を拒否された方たちの心痛を察して悲しみの淵に沈んだが、彼らがいずれも裁判官としてふさわしい人物であつたがゆえに、ともかくにも任官拒否の理由を明らかにすべきではないのか、との氣持を抱いた。クラス委員會の三〇名（クラス三名×一〇）は、四月三日、司法研修所所長に「同月五日開かれる終了式において任官を拒否された方々の意見を聴いてほしい」と申し入れたが、所長はこれを認めなかった。しかし、その交渉に立ち會つた者の感觸では、それが平穩裡に行われるならば黙認するつもりのように受け取れた。

その間、私は、同じ青法協會員でありながら採用されたことの意味を自問しつつも、私などより裁判官にふさわしいのに拒否された人々の無念の思いに沿うべく、他の数名とともに、裁判官内定者による、最高裁判官會議宛の要望書の作成に

奔走した。その要旨は、「不採用の七人のうち六人が青法協会員であることから、この不採用決定は団体加入、思想信条を理由とするものではないかと疑う。不採用者は成績、人格、識見からみて内定者と比べ、劣るものではない。ともに研修所で学んだなから納得する理由を示されず不採用者が出るという事態は深い悲しみであり、このような疑念を抱いたまま裁判官の職務につくことは耐えられない。不採用理由を明らかにしてほしい。」というものであった。裁判官内定者五五人のうち四五名がこれに署名をした。われわれは、終了式のあと、最高裁判所を訪れ、この要望書を提出する予定にしていた。

終了式前日の四月四日、東京在住以外の修習生の多くが、松戸の寮においてただならぬ雰囲気を感じていた。クラス委員会の委員長である阪口徳雄氏が修習生を代表して「任官拒否された人に発言させてほしい」旨述べることが予定として決まっていたものの、その程度では追及不足でむしろ抗議の意思を表明すべきとする強硬意見の持主も少なからずいて、誰もが何かしらの不安を抱いていた。かくいう私は、相対立する両派のそれぞれに友人がいたこともあり、「拒否された方に発言の機会を与えてほしいと要求するのは当然だし、僕も賛成だが、どうか節度は保ってほしい」と頼むのが精一杯であった。

○

終了式当日。卒業予定の修習生は四八八人。修習生有志で組織された「任官・再任拒否を許さぬ会」の面々が「司法の魔女狩りを許すな」のプラカードを掲げ、中庭では携帯マイクで叫ぶ人、ビラをまく人がそれぞれ息巻いて、さながら大学紛争の様相を呈していた。一方、研修所当局は、混乱を恐れ、最高裁判所長官等の来賓者を一切断っていた。そして午前一〇時半、予定時刻から三〇分遅れて、中島事務局長が開会を告げ、守田直所長が祝辞を読み上げようとしたまさにその時、阪口氏が予定の発言を始めたところ、会場から「聞こえないぞ」という声が上がった。阪口氏は、その声に押された形で、所長の前にあったマイクを持つて任官を拒否された人に一〇分間発言させてほしいとの言葉を発した。守田所長は、予定された行動かどうか不明であるが、二、三度手を振って制止するような素振りを見せたところ、これをみた中島事務局長は、間髪をいれず、「本日の終了式はこれで終わります」と宣言した。この間、時間にしてわずか二分足らずであった。

発言相手を失った阪口氏は、大勢の修習生の方に向き直り、抗議の趣旨ではなく意見を述べる機会を与えてほしい旨求めたものであるとの弁明をしようとしたようだが、講堂いっぱいにはわき上がった怒号とヤジにかき消された。そのときの模様

が、折から取材に来ていた放送局のテレビカメラにとらえられ、これが夕方のニュースで報道された。日頃テレビカメラ等に神経質になっている研修所が、どうしてテレビ等の取材を許可したのかいまだに謎であるが、「良識の府」とされる司法部の一翼を担うべき研修所での「大荒れ卒業式」は、最高裁判所にとって「とんでもない失態」になったことは疑いを入れない。

○

その後の詳細は、与えられた紙幅の関係で省略せざるをえないが、終了式は抗議集会に切り替えられ、任官を拒否された方六名が壇上に並び、「私は本当に裁判官としてふさわしくないのだから」「私は貧しい家庭に育ったが、それゆえに弱者の立場に立ち得ると思う」などの訴えが講堂に響いた。裁判官内定者のうち四〇名は、まもなく、なお騒然となっている講堂を後にして(また、最高裁に向けてデモ行進した二〇〇名余りとは一線を画して、午後一時半、最高裁判所に赴き、件の要望書を渡すべく矢口洪一人事務局長に面会を求めたが、応対に出た人事局の職員は、「修習生なら研修所所長を通じてい」「最高裁判所は新任問題についていかなる書面も受けつけない」として、けんもほろろの扱いであった。しばらく押し問答が続いたが、私のほか何人かが期せずして、「修習生として来たのではない。裁判官内定者と

してやってきたのだ。門前払いをするなんて、これから裁判所で一緒に働こうとする者に対する態度として許されるのか。」と気色ばんだところ、その勢いにおされたのか、職員は、「それならそこに置いておけ」と言い放った。われわれとしても、選択の余地はなく、要望書を最高裁判所の門扉の上において引き上げたが、翌日の日経新聞では、この要望書は「宙ぶらりんとなった」と報じられた。

最高裁判所は、当日の五日夜、阪口氏を罷免した（六日付け官報には五日付けで修習を終えたものとして公告されたが、八日付けで「正誤表」により訂正された）。「罷免」を当の本人から聞かされた私は、目の前が真っ暗になり、涙を押さえることができなかった。それとともに、逆鱗に触れたときの権力機構の恐ろしさを身にしみて感じた。

「宙ぶらりんとなった要望書」が矢口人事局長の手に渡ったかどうか、私にはわからない。しかし、その後の判事補研修のとき、矢口人事局長から「君にはもう少し地方まわりで辛抱してもらおう」といわれたことからして、そのときの一連の言動が人事評価の材料とされたと推測してもあながち邪推とはいえないであろう。

○

冒頭述べた記念集会の懇親会で、同じテーブルの若い弁護士の方に、「実は今上映された終了式の現場にいたですよ」と述べると、「そんな昔の

人がここにいるなんて」と、まるで化石か絶滅危惧種を見るようなまなざしを向けられた。あれから裁判官生活四〇年半、退官後もすでに三年半が経過していて、当時の多くのことが茫茫となりつつあるが、この終了式及びその前後の出来事は、私にとって忘れられない、いや決して忘れてはならないことである。

第四六回定時総会（神戸）のご案内

青年法律家協会弁学会合同部会は、後記の要領で定時総会を行います。ぜひご参加下さい。

□日時 二〇一五年六月二十七日（土） 一三時～二八日（日） 一二時半

□会場 兵庫県神戸市

□特別講演 二十七日（土） 一三時半～一五時

「武力によらない国際貢献、NGO活動の実践を通じて」（仮）
講師 谷山博史氏（日本国際ボランティアセンター代表理事）

□地元企画 二十七日（土） 一七時～一八時（予定）

講演 「震災二〇年と復興災害」置き去りにされた市民」

講師 出口俊一氏（兵庫県復興研究センター事務局長を務める。現在、阪南大学講師、関西学院大学研究員）

オプショナルツアー 二八日（日） 一二時半～

「震災から二〇年 真の復興とは―新長田の町を歩きながら考える」

詳細は別途送付の定時総会のご案内をご参照いただくか、事務局までお問い合わせ下さい。

石船事件判決のご報告

—福島原発事故での財物損害に関する初の司法判断

東京 鳥飼康二

1 はじめに

二〇一五年三月一八日、福島地方裁判所いわき支部は、被告（東京電力）に対し、福島原発事故に基づき石運船が座礁した損害賠償請求について、一七七三万六二〇円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

本判決は、福島原発事故における財物損害に関する初の司法判断として、注目を集めていました。そこで、本事件の争点や本判決の意義について、ご紹介致します。

なお、本事件は、青法協弁学合同部会に所属する弁護士が多数参加している「福島原発被害弁護団」によって遂行されました。主に担当したのは、広田次男弁護士（福島）、向川純平弁護士（横浜）、深井剛志弁護士（東京）、鳥飼康二（東京）です。

2 事案の概要

本事件の原告は、福島県いわき市の小名浜港に拠点を持ち、港湾における土木工事、潜水工事を行う株式会社です。原告は、港湾工事を行うための投石船（通称「石船」）を所有していました。この石船には動力が備わっていないため、曳舟によって航走していました。

二〇一二年三月二日、東日本大震災に伴う津波のために、小名浜港に係留していた石船が流され、福島第二原発に漂着しました。原告は、漂流する石船を回収しようとしたが、福島第二原発は、福島第一原発から二〇km圏内であり、立ち入りが禁止されていました。そのため、石船は再度漂流し、富岡川河口に座礁してしまいました。富岡川河口付近は避難指示がまだ解除されていませんが、たとえ解除されたとしても、一度座

礁してしまった石船を回収するためには、億単位の費用がかかるため、事実上、石船は全損したことになります。

3 提訴の経緯

当初、東京電力との直接交渉において、東京電力は、原発事故と石船座礁との間の因果関係を否定し、一切の賠償を拒みました。

そこで、弁護団は、二〇一二年三月二日、福島地方裁判所いわき支部に対し、石船の再調達価格等に相当する約一億三四七万円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

4 争点

本事件の争点は、大きく二つあります。第一の争点は、因果関係です。被告は、原発事故がなかったとしても、津波の被害によって福島第二原発沿岸に曳舟を近付けることは不可能であったとか、作業員の確保が困難であったなどと主張し、原発事故と石船座礁との間の因果関係を争いました。

第二の争点は、損害額です。交通事故損害賠償などの一般的な不法行為事例では、財物の損害額は、交換価値（時価）とされています。ところが、本事件は、そもそも一般的な不法行為事例と同視して良いのか、という問題があります。つまり、原発事故による損害は、被害が広範で大規模であ

ること、被害の回避可能性が無いこと、被害者と加害者の立場が入れ換わることはないことなど、公害事件と類似の特殊性を持っています。さらに、自動車の損害であれば、中古市場が確立しているので、交換価値(時価)による賠償も合理的と言えます。一方、石船のような特殊船には、中古市場というものはおよそありません。そこで、弁護団は、交換価値(時価)による賠償ではなく、石船を再取得するに必要な費用を損害額とすべきと主張しました。一方、東京電力は、独自に作成した社内基準(償却資産・棚卸資産の賠償基準)にしたがうべきと主張しました。

また、弁護団は、仮に再取得価格が認められないとしても、会計上の耐用年数を機械的に当てはめるべきではなく、実際の耐用年数(四〇年)を採用すべきと主張しました。

5 裁判所の判断

まず、因果関係について、裁判所は、原告の主張を採用し、原発事故が発生していなければ、福島第二原発沿岸に漂着した時点で、石船を回収することは可能であったとして、因果関係を認めました。

次に、裁判所は、原告の主張する再取得価格を認めず、交換価値(時価)による賠償を前提に、東京電力が認めた約一五四万円を時価として採

用しました。

6 判決の評価

因果関係が認められたことは、ひとつの勝利ですが、損害額として東京電力の主張する金額しか認められなかったことは、残念ながら、敗北と言わざるを得ません。

ただし、裁判所は、東京電力の主張する社内基準について、積極的に合理性を認めたわけではありません。裁判所は、「税制その他により定められた耐用年数を超える長期間にわたり資産が使用され続ける例のあることは、社会経験上も明らかである」としながら、一方で、弁護団が主張する四〇年の耐用年数は、多額の修繕費用を掛けることによって達成できるに過ぎないとして、採用しませんでした。言い換えれば、多額の修繕費用を掛ける必要がなければ、「税制その他により定められた耐用年数」を超える耐用年数に基づく損害額が認められた可能性があります。

一方、再取得価格について、裁判所は、「中古品が不法行為により滅失毀損した場合に、当該財物の新規取得価格をもって損害額とし賠償すべきものとすると、被害者は、その賠償を受けることで不法行為以前に有していたものよりも多くの財産的価値を有するに至ることになる」と述べました。この点について、弁護団は、民法学者の神戸秀彦

教授の意見書に依拠して、利得があるように見えるものは、加害者の不法原因により生じたものであるから返還する必要はないと主張していました。裁判所は採用しませんでした。さらに、原発事故被害の特殊性についても、裁判所は全く耳を傾けませんでした。

このように、いわき支部の裁判所は、従来型の手堅い民法理論に基づく判断しか示しませんでした。同じ合議体において、現在、避難者の集団訴訟およびいわき市民の集団訴訟が係属しています。これらの集団訴訟においても、同様な判断をされないよう、創造的な理論を構築しつつ、被害の実相を綿密に立証して行くことが、弁護団の喫緊の課題です。

「青年法律家」No.五二九(二〇一五年三月号)
誤記に関するお詫びと訂正

標記原稿を執筆した野仲厚治会員から、以下のお詫びと訂正の文章が寄せられました。
「戦争が 廊下の奥に 立ってゐた」の句を鶴彬作と記載したのは間違いで、正しくは「渡辺白泉」作でした。お詫びして訂正します。
○訂正箇所…三ページ 一段目後ろから二行目
○訂正内容…(誤)鶴彬 ↓ (正)渡辺白泉

節約の日々

大阪 安原 邦博

◇ はじめに

私は、二〇一〇年四月にロースクール（以下「ロー」といいます）の未修コースに入学し、二〇一三年三月に修了して、同年一月に第六七期修習生となり、昨年末に大阪で弁護士となりました。これから、現行の法曹養成制度（基本的にローに二、三年通って、司法試験に受かってもらって給費無しで修習を受けなければ法曹にならない制度）における私の節約の日々についてお話しします。

◇ ロー（という制度）自体は肯定的に捉えています

ローには、時間とお金がかかり、学問的にも実務的にも受験的にも意義が見出せない授業が少なからずある上、司法試験合格率が低いままである等の問題があります。しかし私は、ロー

（という制度）自体は肯定的に捉えています。

私が司法試験受験生になる決心ができたのは、ローでなら初歩から系統立てて学べるであらうと思ったからです。ロー入学前の私の法的知識は宅建レベルでしたが、母校では、かなりの詰込み教育ではあったものの、授業の内外で教師へ気軽に質問できたこと等もあり、修了までにひととおり系統だった知識を得ることができたと思っています。

また、単なる受験勉強以外のことも学べました。実務家教師による授業や、学内で度々開かれていた弁護士の特別講演会を受講することで、自分が弁護士になったらできること、やりたいこと等を考えることができました。私は弁護士登録の日に大阪アスベスト弁護団に入りましたが、同弁護団の活動も、毎年特別講演会にいられていて弁護団員から学びました。

◇ しかし節約の日々でした

1 どのローに入学するかで悩む

ローの未修コースに入学して弁護士になるまでにかかる時間は、最短で約五年です。その間、働いて収入を得ることは事実上または法律上望めない一方、生活費、ローの学費、交通費、書籍代、予備校代、修習費用等で多大な出費が見込まれます。したがって、できる限り節約する必要があります。

そのため、入学するローは、給付奨学金で学費が無料になるオファーをもらった私学にしました。もともとその給付奨学金は一年更新制で、一定の成績を保たないと打ち切られて次年度から年一四〇万円程の学費を支払われるものでした。一年で打ち切られるなら、国公立に最初から学費を払って行った方が安く済みます。随分悩みましたが、「打ち切られる成績をとるようなら司法試験にも受からぬであろう……そのときは潔く身を引こう……」などと自分に言い聞かせて、半ばギャンブル的に母校に入ったのです。

2 日本学生支援機構・貸与奨学金の

申請の列に戦慄する

ロー入学の直前か直後頃、キャンパス内で、日本学生支援機構の貸与奨学金の申請で長蛇

ロースクールの実情と 法曹養成

ロー在学中は大学院生という学割のきく身分です。大阪の地下鉄はICカードに学生登録をすれば一回の乗車でも料金が安くなるので、もちろん登録していました。もっとも、そもそもお金がもったいないので三、四駅分くらいの距離ならば歩くようになりました。また、携帯料金も学割で驚くほど安くできるので登録していました。主食はキャンパスの生協食堂、スーパ一等の閉店間際の半額弁当、ローの近くの駅前そばでのボリューム満点の学割セット(激安)でした。

の列ができているのを見ました。二〇一〇年四月頃ですから、私は、(新)司法試験の合格率がもう上がらないこと、しかも給費制が廃止される予定であることを知っていました。です、その列の少ない人達が将来借金だけを背負うのではないか、また、司法試験に合格したとしても更に借金を負うのではないかと怖くなりました。実際に、私と同期で母校の未修コースに入学したのは約六〇人なのですが、今までに司法試験に合格したのは私を入れて四人だけで、しかもそのほとんどが修習で借金を重ねています。

3 学割を最大限利用する

修習中は、給費もないのに学割もないし、しかも自腹の飲み会も結構あるしということ、修習地は地元の大阪を希望して余計な交通費や家賃が発生しないようにし、主食は半額弁当、インスタントラーメン、スーパで安く売っているうどん等、または奢ってもらえる飲み会でした。

4 本は買わない

ローでの授業や司法試験の勉強、そして修習において、基本書、実務書等の本は必須アイテムです。しかし私は、ローに入学して弁護士になるまでの約五年間、六法や判例集等に三万円程を使った以外には、必要な本でも買うことはしませんでした。もちろん本がないと勉強ができないので、ロー在学中は図書館から常時十数冊の本を借りていました。

修習中も、兼業許可を得て母校でTAをやっていたので(月に二万円程度しか稼げませんでしたが……)、必要な本は図書館で借りていました。

5 一〇〇円コーヒーで勉強

私は、家や、ローの自習室、図書館のような静かな場所で勉強するのが苦手です。ですので、ローが休みの日はもっぱら近所のファーストフード店で一〇〇円コーヒーだけを買って、気の済むまで、もしくは空腹に耐えられ

なくなるまで居座って受験勉強をしていました。ローを修了してから司法試験受験までの約一カ月間半は、学割がなくなり交通費が跳ね上がってほぼローに行かなくなりましたから(電車賃の元を取るため、借りたい本や印刷したい資料が一定程度たまったときにだけ行っていました)、一〇〇円コーヒーにかなり頼っていたように思います。

修習中も、二回試験の勉強等をせねばならないときは一〇〇円コーヒーでしのいでいました。

◇ やさしい

字数の関係で全部は書きませんでしたが、以上がこの約五年間の節約の日々です。ローの給付奨学金が継続されるか心配で眠れなかったことや、修習が終わるころ預金残高の桁数に戦慄したことはありましたが、幸運にも、貯金が尽きる前に弁護士になれば、給料の出る事務所所属することができました。このように私の場合は節約で乗り切れましたが、貯金、学費、就職等の点でたまたま恵まれていたからであると思います。法曹養成制度について最後に一言わせてもらえば、「良い法曹を育てたいのなら、まずは経済的障害を取り除くべきでは?」というところでしょうか。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第九回

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」は廃案に

東京 米倉 洋子

1 いよいよ法案が国会提出へ

昨年七月、法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」がとりまとめた答申案は、ついに「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」となり、三月二三日、今国会への提出が閣議決定された。日弁連が「賛成」しているため、「取調べ可視化義務付け法案」などと好意的に報道するメディアもある。しかし、多くの重大な問題を抱える法案であり、国会で徹底審議の上、少なくとも盗聴法拡大は廃案に追い込まなければならない。

2 絶対に阻止すべき盗聴法拡大

この改正案において最も危険なものは盗聴法（通信傍受法）の拡大である。

盗聴法は、そもそもプライバシー侵害と令状での特定困難により憲法違反の疑いが強いが、今回

の法案は、①盗聴可能な対象犯罪を窃盗などの日常的犯罪にまで大幅に上げた上、②通信事業者の立会人を不要として警察署内での簡便な傍受を可能にし、警察権限の圧倒的な強化を狙うものである。

「振り込め詐欺の検挙に役立つ」などと宣伝されているが、緒方宅盗聴事件で明らかとなり、盗聴は公安警察の情報収集手段なのであり、濫用の危険が絶えずあることを直視する必要がある。特定秘密保護法や共謀罪（今秋国会提出予定と言われる）と同質の治安立法であり、戦争法や改憲に反対する運動を抑え込むために使われることを警戒しなければならない。

ところが、今回の刑訴法「等」改正案は、取調べの可視化や被疑者国選の拡大等と盗聴法の拡大を一つの改正法案にセットしている。国会でよほどの議論がない限り一括採決となるが、そうする

と盗聴拡大に反対意見を持っても、「法案に反対することは取調べ可視化に反対することだ。私はとても反対できない」と考える人は法案全部に賛成せざるを得ない。「特別部会」以来の法務省の作戦であり、日弁連執行部が可視化の立法化を最優先とし、いまだに盗聴拡大に反対しないことは、健全な運動に大きな影を投げかけている。

3 取調べ一部可視化はかえって危険

―法案全部に反対を！

それでは、法案となっている取調べ可視化（録音・録画）は、盗聴法拡大を許してでも成立させなければならないほど価値のあるものだろうか。

法案では、可視化の対象事件は、全事件の二％に過ぎない裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件であり、自白強要の危険の高い「任意」同行中や「参考人」の取調べ、また痴漢や死体遺棄などの軽い犯罪での取調べは対象外である。しかも「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき」という大幅な例外規定がある。これでは、自白を強要し屈服させた後、取調官に都合のよい供述だけを録音録画して「任意性」立証の手段として使われる余地があり、冤罪防止に役立たないどころかむしろ冤罪を作り出す危険がある。

「二％の可視化でも冤罪防止の突破口になる」と

考える方々も、改正法案を熟読して再考してほしい。冤罪被害者たちがこの法案に強く反発していることも知ってほしい。

改正法案には日本型「司法取引」(協議・合意制度)も入っている。自らが有利な扱いを受けるために他人を罪に陥れる危険を内在する制度であり、これは積極的に冤罪を生み出す危険がある。

このような法案である以上、法案全部に反対しても、冤罪防止に逆行するわけではないのである。

4 一八弁護士会会長の共同声明

一二五〇名参加の市民集会など

法案が閣議決定された三月二三日、単位弁護士会一八会の会長が盗聴法拡大に反対する共同声明を出し、記者会見を行った。日弁連が反対しない中で、弁護士士の危機感と良心をアピールした画期的な取り組みであった。

三月二〇日東京で、市民集会「密告・盗聴反対！なくせ冤罪三・二〇集会」が開かれた。法制審答申・改正法案をトータルに批判する集会であり、幅広い法律家団体や市民団体が結集し、二五〇名以上の参加を得て大盛会であった。

この集会では、小池振一郎弁護士士の基調報告、足立昌勝関東学院大名誉教授の特別報告に次いで、袴田巖さんの姉秀子さん、布川事件の櫻井さん、鹿兒島から駆け付けた志布志事件の川畑さん

ん、足利事件の菅谷さんら冤罪被害者を含む八名のリレートークが行われた。冤罪被害者たちは、誰もが可視化対象外の「任意」同行中に虚偽自分を強要されており、警察の取調べに対する激しい怒りはそのまま法制審と法案への怒りとなっている。冤罪防止を真面目にやらず、盗聴や司法取引などで「焼け太り」しようとする権力への怒りである。

さまざまな運動体が院内集会や議員要請を行っている。国会では鈴木貴子(民主)、山本太郎、仁比聡平(共産)等の議員が鋭い質問を始めている。冤罪被害者たちの怒りの声に押されるように、法

案に対する批判の声は、「盗聴法拡大反対」にとどまらず、従来の自白偏重の取調べのあり方を改めず新たな冤罪を生み出す危険をもつ「刑事訴訟法改悪反対」へと、急速に広がっている。小手先の修正案は無意味であり、一括して廃案にするしかない。

作り出された複雑な情勢にまけないで、私たち法律家は声をあげるべきである(三月二日記)。

今後の日程

【総会】

第46回定時総会

2015年6月27・28日(土・日) 兵庫県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

4月30日(木) 18時～20時 会場未定

【憲法委員会】

4月30日(木) 10時半～13時

青法協本部

5月22日(金) 10時半～12時半

6月 5日(金) 10時半～12時半

【修習生委員会】

5月22日(金) 15時～17時

(全国スカイプ会議は15時～15時半)

【広報委員会】

5月22日(金) 18時～20時

青法協弁学合同部会二〇一五年度第四回拡大常任委員会◎決議

文官統制を事実上廃止する防衛省設置法の改悪に 強く反対する決議

1 政府は、二〇一五年三月六日、防衛省内部の意思

決定に際して、内部部局の事務官(背広組)が自衛官(制服組)より優位と解釈する根拠となってきた防衛省設置法二案を「改定」し、背広組と制服組を同等と位置付ける「改定」案を閣議決定した。また、自衛隊の運用を担当している内部部局の運用企画局を廃止し、業務を制服組の統合幕僚監部に一元化する点についても閣議決定した。今後、これらの「改定」案は、通常国会に上程されると報じられている。

2 現行の防衛省設置法二案は、防衛相が制服組トップの統合幕僚長や陸海空の各幕僚長(陸上、海上、航空)に対して指示したり、陸海空自衛隊や統合幕僚監部を監督したりする際、背広組の官房長と局長が「防衛大臣を補佐する」と定めている。いわゆる「文官統制」である。これにより、背広組が直接防衛相に助言をしたり、制服組の主張を退け

たりすることが可能となっていた。

こうした背広組を優位とする規定は、戦前に軍部が侵略戦争に暴走した悲惨な歴史を反省して、一九五四年の防衛庁(当時)と自衛隊の発足当時に設けられたものであつて、かかる規定は、文官統制(シビリアンコントロール)を定めた憲法六六条二項の理念を確保するための重要な仕組みの一つとされてきた。

しかし、これまでも、「文官統制」の理念は弱体化され続けてきた。例えば、制服組による国会や他省庁との連絡交渉を禁じた事務調整訓令が廃止され(一九九七年)、政治家との直接接触が活発化し、さらに、防衛相と制服組の間に介在し、予算や人事、作戦などを実質的に判断していた背広組の参事官制度が廃止され(二〇〇九年)てきた。

さらにさかのばれば、当時の防衛庁の統合幕僚会

議事務局によつて検討された「昭和三十八年度統合防衛図上研究」(いわゆる「三矢研究」)事件がある(一九六五年)が、これは、「制服組」が、朝鮮半島有事における自衛隊の防衛出動や戦時立法などを極秘裏に研究した事件であつた。また、来栖弘臣統合幕僚会議議長(当時)が「奇襲侵略を受けた場合、……超法規的行動に出ることはありえる」と暴走を容認する発言をした事件がある(一九七八年)。このように「制服組」による「文官統制」を逸脱する事実上の憲法蹂躪は少なからず現れていたのである。

さらに今回、この「改定」案が成立すれば、背広組と制服組は同等の位置づけとなり、もはや事実上「文官統制」は廃止されることになり、制服組の発言力がさらに強化され、政治家と「実力組織」(自衛隊)が直結することになりかねない。

3 こうした「改定」案提出の背景には、災害派遣やPKO(国連平和維持活動)などを通じた国民の自衛隊への支持の高まりと、それとともに膨らんできた制服組や自衛隊出身の国会議員の不満がある。元自衛官出身の中谷元防衛相は、現場部隊との連絡調整について、背広組を介しては時間がかか

りすぎであり、制服組に任せるべきだとの持論を述べ、背広組への不満を隠そうとはしない。

そして、より大きな要因として、自衛隊をこれまで以上に米軍に従属させて海外派兵させたいという米国の強い思惑がある。

4 同「改定」案が成立し、さらに集団的自衛権行使を可能とする法制度が施行されてしまえば、首相や防衛相による即応指揮体制が確立し、「背広組」による関与すらも一切排除され、いままでは以上に米国の要求のままに迅速に自衛隊を海外へ派兵できる体制

が作られることになる。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、同「改定」案の閣議決定に抗議するとともに、政府が同「改定」案を国会に上程することのないよう強く求める。

二〇一五年三月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回常任委員会

集団的自衛権行使等を具体化する「戦争立法」に強く反対する決議

1 本格化した戦争立法の動き

本年二月三日以降、自民・公明両党は、昨年七月に閣議決定した集団的自衛権行使容認を具体化するための安全保障法整備に関する与党協議を急ピッチで進めている。報道によれば、三月中旬に関連法案全体の骨格をまとめ、全体で一四からなる法案を一体のものとして五月の大型連休後に通常国会に上程するという。以下に見るとおり、これらの法案は、いずれも平和憲法の理念(前文、九条)を踏みにじる戦争立法であって、国会への上程を決して

許してはならない。

2 グレーゾーン事態対処をめぐる危険な動き

まず、武力攻撃に至らない侵害(「グレーゾーン」事態)について、政府は、日本周辺で警戒活動や訓練実施中の米艦を自衛艦が防護できるようにする法整備をめぐり、昨年七月の閣議決定では米艦に限定していた防護対象を米軍以外の国に拡大する法整備を検討している。また、本来であれば自衛隊が自らの武器を防護するために設けられていた武器使用の規定についても、閣議決定で言及され

た米軍のみならず、米軍以外の他国軍防護にも転用するための法整備も検討を始めた。

しかし、そもそも「グレーゾーン」事態について、警察・海上保安庁ではなく自衛隊によって対処させることは、かえって紛争や対立を激化させ、偶発的な武器使用から本格的な武力行使に途を開くことになりかねず、国際紛争は非軍事的な努力で解決を図るべきとした平和憲法の理念とは相容れない。

そして、それだけでも許されないはずのところ、さらに、米艦や米軍の武器、加えて他国の艦船や他国の武器をも防護対象とすることは、警察活動の範囲をはるかに超え、相手方次第ではまさに集団的自衛権の行使そのものとなる。これらの方針は閣議決定の内容からも逸脱しており、自衛隊と米軍その他の軍との軍事的一体化を一層進めるものとなっている。

さらに、政府は、自衛隊への発令手続きの「迅速化」を目指すとして、従来の「持回り閣議」をも廃し、電話での「閣議」を認める方針を打ち出している。日本版NSCが設置された状況下では、内閣による自衛隊のコントロールすら危うくさせる内容と言わねばならず、容認できない。

3 日本防衛を口実にした戦争支援の拡大

また、朝鮮半島有事などを想定して定められた「周辺事態法」についても、その「改定」が目指されている。「周辺事態」とは、日本への武力攻撃はない

が、そのまま放置すれば「我が国周辺の地域」で「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」を指し、その際に武力行使をする米軍に対して自衛隊が補給・輸送・医療などの後方支援を行うというものである。このように、従来はまがりなりにも日本の周辺地域において平和と安全を確保するという建前があった。

しかし、今回の「改定」では、これまでの「我が国周辺の地域」という法文や国会答弁などで限定されていた地理的な制約を事実上なくし、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」であれば、世界のどこで発生しても軍事支援を可能にするものとされようとしている。また、米軍に限定している支援対象をそれ以外にも拡大すること、現行は制限されている武器・弾薬の提供などを可能にすることが狙われている。

また、唯一残された「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」という要件も極めて曖昧で、例えば石油の輸入等経済情勢にも拡大しうるものであって、これでは何らの制約にもなっていない。

加えて、現行では「周辺事態」という地理的な制約がかけられている「船舶検査」(臨検)についても、その制約を外して全世界で行えるものとし、しかも船長の承諾なしに強制的な船舶検査を行えるものとする」と報じられている。そして、現在は正当防衛に限定している武器使用権限を拡大すること

も検討している。そもそも、国際法では、軍による強制的な船舶検査は武力の行使とみなされているところ、まさに船舶検査の場面でも平和憲法を蹂躪する「改定」が検討されている。

これらの「改定」は、「我が国の平和と安全」を守るということを口実に、自衛隊を世界中どこでも派兵し、米軍が行うあらゆる戦争を支援できるようにする仕組みづくりに他ならない。

4 国際貢献を口実にした自衛隊の恒久派兵

さらには、「国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動」を口実とする自衛隊の海外派兵恒久法の制定も狙われている。これまで、自衛隊の海外派兵は、米国のアフガニスタン報復戦争での「テロ特措法」やイラク侵略戦争での「イラク特措法」のように、事態に応じて目的と時期等を限定して法制度化されてきた。しかし、この恒久派兵法を作ることによって、これまでのように個別の法律をつくる手間を省き、内閣の判断だけでいつでもどこでも派兵できる体制を確立しようとしているのである。

そして、派兵の要件として、「国連決議等」と「等」を含めることで、必ずしも国連安保理決議が必要とはされず、いわゆる有志国連合の武力行使に対しても支援を可能にしようと目論んでいる。これにより、イスラム過激派組織「イスラム国」(IS)と戦う有志連合への後方支援も法律上は可能となる。

また、派兵地域に何らの地理的制約を設けず、支援対象の国も限定しないとされている。

自衛隊恒久派兵の狙いも、米軍が行うあらゆる戦争を支援させる仕組みづくりに他ならない。

5 自衛隊の活動の拡大

そして、上記の3、4のいずれの場合でも、自衛隊の活動範囲を絞ってきたこれまでの「後方地域」(周辺事態法)や「非戦闘地域」(旧テロ特措法、旧イラク特措法)の概念を取り払い、国連平和維持活動法(PKO法)などを「改正」し、「現に戦闘行為を行っている現場」(戦闘現場)以外なら自衛隊の活動を認めるとしている。

そして、自衛隊の武器使用についても、離れた場所ですら武装集団に襲われている他国部隊などを救援する「駆け付け警護」や、輸送任務などを妨害する武装集団の排除や治安維持任務を可能とする「任務遂行」目的にまで範囲を拡大させようとしている。これでは、今まで以上に自衛隊が武力攻撃に巻き込まれる可能性が高まるとともに、自衛隊の活動そのものが明白な「武力の行使」に該たることになる。そもそも、安倍首相自身が、自衛隊が攻撃を受ければ応戦することを認めているのである。

また、在外邦人の救出への自衛隊の利用については、これまで「輸送」(空路、海上に加えて陸上)のみが認められていたところ、政府は、邦人救出は警察的活動であり、たとえ武器を使用しても相手が

国家や「国家に準ずる組織」でなければ、憲法九条が禁じる武力行使には該たらないと主張し、一定の条件のもと、自衛隊活用の方針を示した。しかし、自衛隊の出動となれば、相手方との武力の応酬に陥ることは避けがたく、かえって日本が紛争の当事国となり危険が増すと言える。また、政府の方針は、かつて「居留民の保護」が侵略の口実とされてきた戦前の教訓から何も学んでいない。「邦人救出」を口実にした海外派兵も決して許されない。

6 集団的自衛権行使の具体化

さらに、政府は、集団的自衛権に基づく武力行使の「新三要件」のうち、第一の要件について、米国など密接な関係にある他国が武力攻撃を受け、日本の存立や国民の生命が根底から覆される明白な危険がある場合を「存立危機事態」とする方針を固めた。そして、これまで自衛権発動の要件を定めていた武力攻撃事態法における「武力攻撃事態」に加えて、上記「存立危機事態」を新たに武力行使の要件として加えるとしている。

安倍首相は、米国など日本と密接な関係のある国が先制攻撃をした結果、その相手国から武力攻撃を受けた場合であっても、集団的自衛権の発動は可能であると述べており、文字通り、あらゆる戦争への加担が目指されている。そして、上記「存立危機事態」の一例として、ペルシャ湾ホルムズ海峡での機雷敷設が挙げられており、経済危機も集

团的自衛権行使の対象となることが明言されており、政府による恣意的な拡大解釈に歯止めがかかっていない。

7 戦争立法を断じて許さない

自民・公明両党は、昨年七月の集団的自衛権行使容認の閣議決定を踏まえて、「日本防衛」国際貢献」を口実に、自衛隊を海外に自由に派兵し、米国の行うあらゆる戦争に協力させようとしている。両党あわせれば、衆議院および参議院の議員数のそれぞれ過半数を占めており、上記の戦争立法が出そろえば、いずれも強行採決しかねない極めて危機的な状況にある。

その一方で、このような戦争立法に対して反対なしい慎重な姿勢を国民は示している。集団的自衛権の行使に反対する声は半数を占め（二〇一五年一月一七日・一八日。毎日新聞世論調査で五〇％）、集団

的自衛権の行使容認を踏まえた安全保障関連法案を今国会に提出する政府方針に関しては「時間をかけるべきだ」との回答が過半数を占めた（同年二月六日・七日。共同通信世論調査で五四・九％）。

憲法の定める平和主義の堅持を求めて設立されたわたしたち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、その設立の趣旨に今一度立ち返り、安倍政権の暴走に歯止めをかけるよう全力を尽くすことを宣言するとともに、政府・与党に対して、海外での武力行使を許す戦争立法の制定の動きをただちに中止するよう強く求める。

二〇一五年三月七日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 常任委員会

編集後記

▼最近、ロースクールや法学部で、アスベスト訴訟・B型肝炎訴訟などをテーマとした講義を担当する機会が何度かありました。▼授業の後の懇親会で、参加した学生に「どんな法律家になりたいですか？」と聞くと、「人権感覚豊かな法律家になりたいです。」という答えが返ってきました。

▼私も、大学・ロースクールで勉強していたころの初心を思い出して凛とした気持ちになりました。▼大阪では、建設アスベスト訴訟の地裁判決が今年言い渡される予定です。裁判長は、訟務検事歴が長い人だと聞いています。▼その人にも、この事件ときちんと向き合っ

て、法曹を志した初心を思い出してもらえよう、五月の結審まで気を抜かずがんばります。

(岡 千尋)